

## 建築士事務所登録・変更等に関するよくあるご質問

### 手続きについて

**Q 1 : 県の窓口（振興局）では、手続きができなくなるのか。どこでできるのか。**

A : 法律の規定により、知事が指定事務所登録機関を指定した場合、  
（県は）その指定機関が行う事務を行わないことになりました。  
秋田県建築士事務所協会において業務を行います。  
また、事前に連絡いただいた場合には、郵送による申請も受け付けします。

**Q 2 : 建築士法では、登録有効期限の30日前までに更新の手続きを行うことを定めているが、何ヶ月前から受付してもらえるのか。**

A : 特に明確な定めはありませんが、概ね2ヶ月前を目途に運用しております。

**Q 3 : 事務所協会には、県証紙で手数料を納入できなくなるのか。**

A : 県証紙では納入できません。  
秋田県建築士事務所協会に手続きされる場合は、事務所協会指定の  
金融機関の口座に振り込みいただくことになります。

**Q 4 : 振込先は1カ所のみか。他の支店や金融機関を増やす予定はないのか。**

A : 現時点では、口座管理の都合により1カ所となっております。

**Q 5 : 振込手数料の負担は。ATMは利用可能か。**

A : 振込手数料は、振込人の負担となります。事務所協会のホームページに振込用紙  
のフォームが掲載されておりますので、これをダウンロード・印刷していただき、  
金融機関の窓口で振り込みいただきます。

ATMを利用して振り込むことも可能です。ATMを利用された場合は、明細書  
又はその写しを様式第1号の裏面に貼り付けてください。

（口座残高などの情報は、塗り潰してからコピーしていただいても構いません。）

**Q 6 : 現金は取り扱ってもらえないのか。**

A : 出納管理上、口座振込を原則としております。  
郵送時の現金取り扱いはいたしません。

**Q 7 : 手数料額を間違っ振り込んでしまった場合、返してもらえるか。**

A : 建築士事務所協会の事務局にご相談ください。

**Q 8 : 建築士法施行規則の様式（第五号書式）で作成してしまったが、受け付けてもらえないか。**

A : 求める内容が同じであるため、必要事項が記載され添付書類が揃っていれば受理します。

**Q 9 : 建築士事務所登録証明書の交付手続きはどうか。**

A : 指定事務所登録機関である事務所協会において業務を行います。  
FAXにて申請された場合は、翌日以降に申請書原本を当協会にお持ちいただいて、証明書との引き換えとなります。  
郵送による申請も受け付けますが、重要書類となりますので簡易書留の返信用封筒を必ず同封してください。

**Q 10 : 業務報告書の提出先も事務所協会になるのか。**

A : 業務報告書の受理は指定機関が行う事務に含まれないため、引き続き、県の振興局に提出願います。

#### **新規の建築士事務所登録について**

**Q 1 : 事務所名称に「一級」「二級」「木造」と入れなければいけないのか。**

A : 「二級」と「木造」建築士事務所の場合は、必ず明記する必要があります。  
「一級」建築士事務所の場合は明記する必要はありません。

**Q 2 : 法人が法人名と違う事務所名称の場合はどうしたらいいか。**

A : 登録する建築士事務所の名称に、必ず法人名を入れることが必要です。

**Q 3 : 新規登録しようとする建築士事務所の管理建築士が他の会社や建築士事務所に所属している場合、又、個人として他の業務を行っている場合、建築士事務所の登録は可能か。**

A : 管理建築士の専任性が担保されないため建築士事務所の登録はできません。  
また、別法人の非常勤役員等の場合においても、管理建築士の専任性に問題が生じる恐れがあるため、兼務しないようお願い致します。

**Q 4 : 所属建築士が他の事務所に所属している場合、建築士事務所登録は可能か。**

A : 所属建築士は、専任を求められていないことから、複数の建築士事務所に所属することも、他の職業と兼務することも法律的な規制はありません。

**Q 5 : 定款の目的に「設計」又は「監理」等が明記されていない場合、定款を変更しないで建築士事務所登録は可能か。**

A : 定款目的に設計や監理等以下のいずれかの項目が明記されていない場合には、新規の建築士事務所登録はできません。

1. 建築物の設計及び工事監理
2. 建築工事契約に関する事務に関する業務
3. 建築工事の指導監督に関する業務
4. 建築物に関する調査又は鑑定に関する業務
5. 建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続きの代理に関する業務

○事例 「建築工事・・・、等に付帯する一切の業務」等の表現は不可です。

**Q 7 : 管理建築士が建築士定期講習を受講していない又は当該講習会を受講して3年以上経過しているが、建築士事務所登録は可能か。**

A : 建築士事務所の登録は可能ですが、事務所登録後の直近の講習を受講してください。

### 建築士事務所の更新について

**Q 1 : 建築士事務所登録の更新申請書の提出時期はいつからか。**

A : 事務所登録の有効期限は5年間です。

有効期限の3ヶ月前から1ヶ月前までに申請書をご提出するよう定められています。当協会からハガキで1ヶ月前に更新手続きのご案内をお送りしております。

**Q 2 : 役員や所属建築士に変更があったが、更新の申請書で変更届を兼ねることは可能か。**

A : 更新申請書で変更届を兼ねることはできません。

変更事項が発生した時に、その都度定められた期間内に変更届を提出してください。

### 建築士事務所の変更について

**Q 1 : 二級から一級、一級から二級等のように、事務所登録において級の変更は可能か。**

A : 級の変更は変更ではなく、新規の建築士事務所の登録となります。

現在の建築士事務所登録を廃業し、新規に建築士事務所登録をしてください。

**Q 2 : 個人から法人、法人から個人への変更は可能か。**

A : 法人と個人の変更は変更ではなく、新規の建築士事務所の登録となります。

現在の建築士事務所登録を廃業し、新規に建築士事務所登録をしてください。

**Q 3 : 法人登録で有限から株式への変更は可能か。**

A : 有限から株式の変更は可能です。変更届にて申請してください。

Q 4 : 個人登録しているが、開設者を変更は可能か。

A : 個人登録での開設者の変更は、変更ではなく、新規の建築士事務所の登録となります。  
現在の建築士事務所登録を廃業し、新規に建築士事務所登録をしてください。

Q 4 : 変更が生じることが決定している時、それ以前に変更届の提出は可能か。

A : 変更が生じた以降、法律で規定する期限内に提出してください。

Q 5 : 所属建築士の増減があったが、届出が必要か。

A : 建築士法の一部を改正する法律により、建築士事務所の登録事項に、所属建築士の氏名等が追加され、変更があった場合には、3ヶ月以内に変更の届出「建築士事務所登録事項変更届」を行うことが義務付けられました。

事務所協会に提出する変更届とは別に、都道府県知事に提出するものもございます。  
県提出の附則第3条の規定による届出書につきましては、地域振興局への提出となります。

その他のお問い合わせは、秋田県建築士事務所協会までお願い致します。